

太良町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 (24年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	23年度の 人件費率
24年度	9,821人	5,370,619千円	108,452千円	801,479千円	14.9%	15.8%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与 費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)		
24年度	82人	295,477円	40,983千円	107,448千円	443,908千円	5,414千円	5,608千円

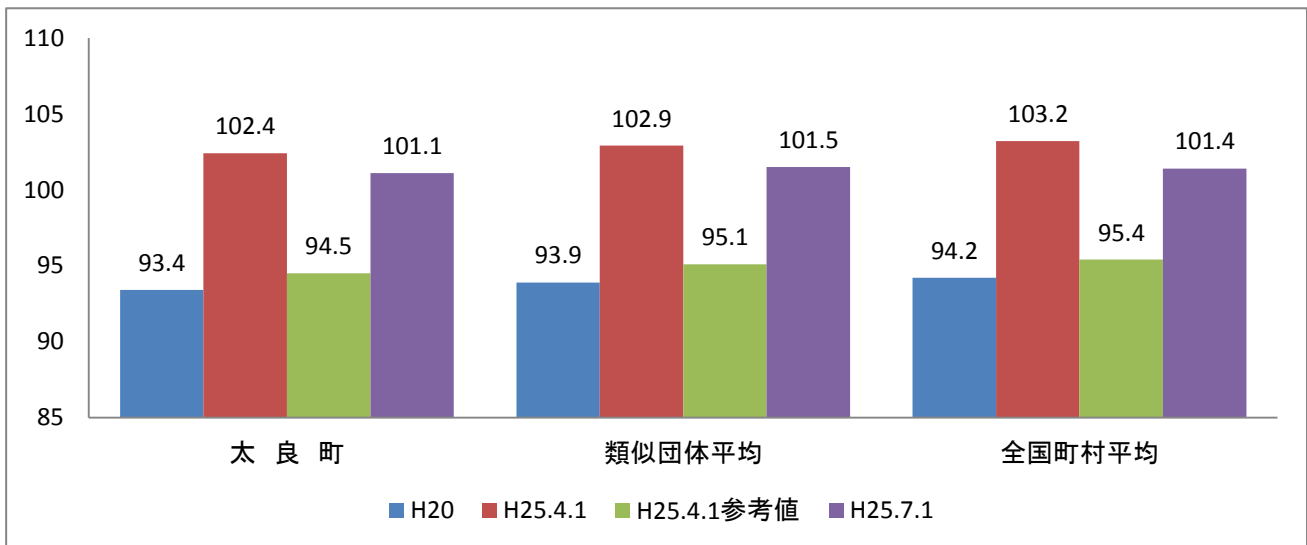
- (注) 1. 職員手当には退職手当を含まない。
2. 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月から平成26年3月まで実施
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 【H25.4.1ラスパイレス指数・参考値、減額時点のラスパイレス指数についても併せて掲載】 職員の給料：一律1.3%減額 ラスパイレス指数は「(4)ラスパイレス指数の状況」に記載	
(手当) 管理職手当 20%減額	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3. 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況（人事委員会を設置していないので記載していません。）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
太良町	42.7 歳	314,900 円	353,722 円	337,297 円
佐賀県	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円
国	43.1 歳	332,446円(307,220円)	—	405,463円(376,257円)
類似団体	42.6 歳	313,668 円	355,898 円	343,403 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
太良町	51.8 歳	2 人	300,600円	334,600円	309,350円	—	—	—	—
うち自動車運転手	51.8 歳	2 人	300,600円	334,600円	309,350円	自家用自動車 運転手	56.2 歳	230,700 円	1.4
佐賀県	50.6 歳	304 人	333,270円	—	388,918円 (365,556円)	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272人	286,850円 (272,119円)	—	325,400円 (309,534円)	—	—	—	—
類似団体	50.4 歳	111 人	302,572円	324,788円	317,075円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
太良町	—	—	—
うち自動車運転手			

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3ヵ月平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1. 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされていないものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日）

区 分		太良町	佐賀県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	172,200 円	163,987円(172,200円)
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418円(140,100円)
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	-
	中学卒	129,200 円	129,200 円	-

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成25年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	246,700 円	343,200 円	368,500 円	384,700 円
	高校卒	234,600 円	305,900 円	321,200 円	343,700 円

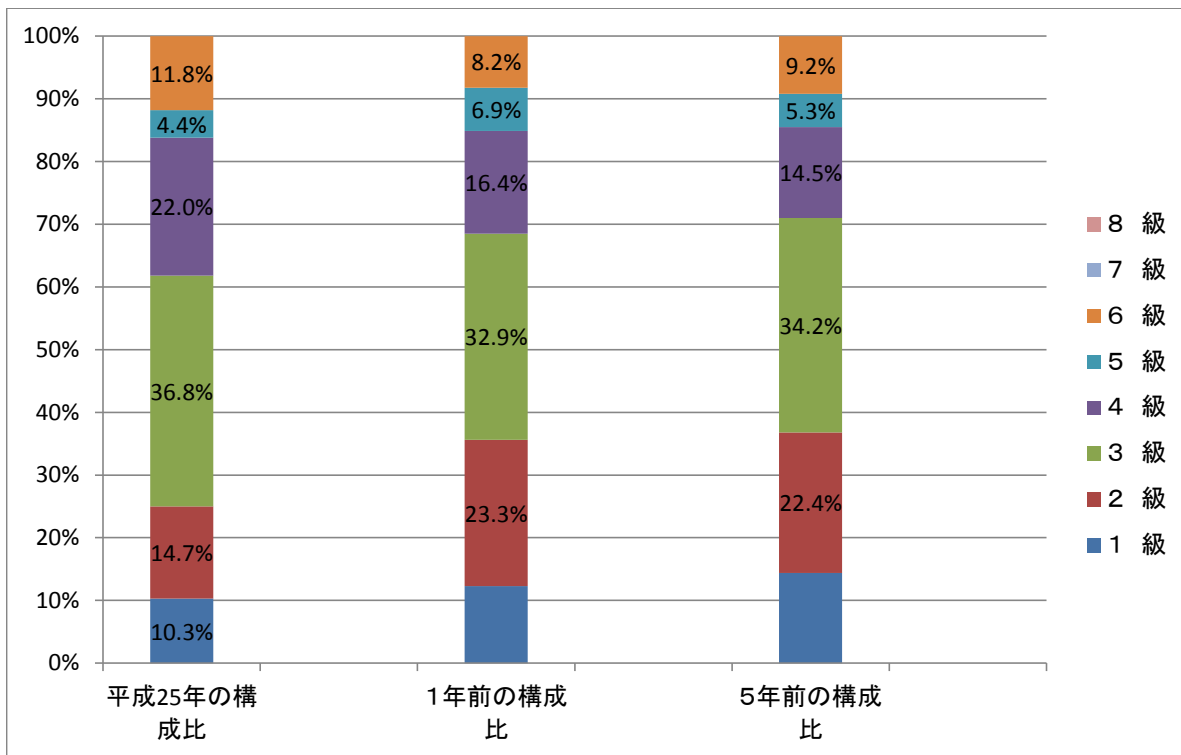
※ 技能労務職は該当者数が少ないので表示できません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長	8 人	11.8%	320,600円	422,600円
5 級	課長	3 人	4.4%	289,200円	400,600円
4 級	係長 主査	15 人	22.1%	261,900円	388,300円
3 級	係長 主査	25 人	36.7%	222,900円	354,700円
2 級	主事	10 人	14.7%	185,800円	307,800円
1 級	主事	7 人	10.3%	135,600円	243,700円

- (注) 1. 太良町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、勤務評定は行っていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

太良町		佐賀県		国	
1人当たり平均支給額（24年度） 1,263 千円		1人当たり平均支給額（24年度） 1,548 千円		—	
平成24年度支給割合 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	平成24年度支給割合 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	平成24年度支給割合 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・役職加算 5～20% ・管理職監督者加算 10%		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

現在、勤務成績は行っていない。

(2) 退職手当（平成25年4月1日）

太良町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.788 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) (退職時特別昇給 制度なし) 1人当たり平均支給額 12,113 千円 14,861 千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成25年4月1日）

支給実績(24年度決算)		なし 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		なし 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)

※ 地域手当の制度なし

(4) 特殊勤務手当（平成25年4月1日）

支給実績（24年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （24年度決算）	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	12,987 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	185 千円
支給実績（平成23年度決算）	9,454 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	135 千円

(6) その他の手当（平成25年4月1日）

手当名	内容及び支給単価 （月額）	国の制度 との同異	国の制度 と異なる内	支給実績 （24年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （24年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族1人につき 6,500円 ※配偶者がいない場合 扶養親族1人目 11,000円 ※16歳から22歳までの子 1人につき5,000円加算	同じ	なし	12,600 千円	252,000 円
住居手当	借家・借間 支給限度額 27,000円 持家（新築・購入から5年以内） 2,500円（H21.12月廃止）	同じ	なし	1,598 千円	266,400 円
通勤手当	交通機関利用者（電車・バス等） 55,000円まで全額支給 交通用具利用者（自動車等） 2,000円～24,500円 ※片道2Km未満対象外	同じ	なし	2,244 千円	66,000 円
管理職手当	課長 給料月額100分の7	異なる	8～25%	4,884 千円	444,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日）

区分		給料月額等	
給料	町長	643,000 円	（参考）類似団体における最高／最低額
			副町長

区 分		給 料 月 額 等	
報 酬	議 長	311,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 364,000 円 / 220,000 円
	副議長	258,000 円	285,000 円 / 168,100 円
	議 員	243,000 円	263,000 円 / 135,800 円
期 末 手 当	町 長 副町長	(24年度支給割合) 2.95 月分	
	議 長 副議長 議 員	(24年度支給割合) 2.95 月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町 長	給料月額×在職年数×支給率(500/100)	12,860,000 円 任期毎に支給
	副町長	給料月額×在職年数×支給率(294/100)	6,315,120 円 任期毎に支給
	備 考		

- (注) 1. 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

各年4月1日現在

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	欠員不補充 欠員不補充
		総 務	23	22	△ 1	
		税 務	8	7	△ 1	
		民 生	9	9	0	
		衛 生	10	10	0	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	13	13	0	
		商 工	3	3	0	
	土 木	5	5	0		
		計	73	71	△ 2	<参考>人口1万人当たり職員数 72.3人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 122.42人)
	教育部門	10	10	0	課長の兼務による組織機構の改革に伴う減	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	83	81	△ 2	<参考>人口1万人当たり職員数 82.1人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 149.73人)	
会 計 部 門	公 営 企 業 等	病 院	48	52	4	町立太良病院公営企業法の全部適用による、医師、技師など適正人員の配置
		水 道	4	4	0	
		下水道	1	1	0	
		その他	5	5	0	
		小 計	58	62	4	
合 計		141	143	2	<参考>人口1万人当たり職員数 146.2 人	
		[202]	[202]	[0]		

- (注) 1. 職員数は一般職に属する職員数である。
2. []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23	24～27	28～31	32～35	36～39	40～43	44～47	48～51	52～55	56～59	60歳以上	計
職員数	0人	2人	5人	14人	20人	18人	28人	12人	16人	15人	13人	0人	143人

(3) 職員数の推移

年度 部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	72	71	75	73	73	71	△ 1	△ 1.4%
教育	12	11	11	11	10	11	△ 1	△ 8.3%
消防	0	0	0	0	0	0	0	0.0
普通会計計	84	82	86	84	83	82	△ 2	△ 2.4%
公営企業等会計計 (町立太良病院を除く)	12	12	11	10	10	10	△ 2	△ 16.7%
総合計	96	94	97	94	93	92	△ 4	△ 4.2%

- (注) 1. 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2. 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 889,542	千円 45,288	千円 531,598	% 59.8	% 57.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)類団平均 一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 50	千円 165,935	千円 94,548	千円 54,927	千円 315,410	千円 6,308	千円 6,747

(注) 1. 職員手当には退職給与金を含まない。
2. 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
太良町	42.7 歳	320,694 円	422,280 円
類団平均	40.2 歳	326,212 円	562,284 円
病院事業	40.3 歳		476,625 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

太良町(町立太良病院)	太良町(一般行政職)	団体平均
1人当たり平均支給額(24年度) 905 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,263 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,325 千円
(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.788月分 - 月分 ()月分 ()月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (1.45)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5から15% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5から15% 管理職加算 なし	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

太良町(町立太良病院)			太良町(一般行政職)			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	—
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)			1人当たりの平均支給額
1人当たりの平均支給額 21,288千円 0千円			1人当たりの平均支給額 12,113千円 14,861千円			6,044千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ ※ 地域手当の制度なし

エ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)		6,219 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		2,073,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		5.77 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師に対する特殊勤務手当	医師	診療・役割業務	院長・副院長 227,000円/月 医長・医員 187,000円/月
危険手当	診療放射線技師 理学・作業療法士	各職務 診療補助業務	月額 3,800円
危険手当	臨床検査技師	各職務 診療補助業務	月額 3,100円
麻薬管理手当	薬剤師	麻薬の管理に従事する業務	月額 3,100円
夜間看護手当	看護師	夜間看護に従事する業務	1回 5,300円

オ 時間外勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績(平成24年度決算)	7,613 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	152 千円
支給実績(平成23年度決算)	6,553 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	137 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

イ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異な る内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族1人につき 6,500円 ※配偶者がいない場合 扶養親族1人目 11,000円 ※16歳から22歳までの子 1人につき5,000円加算	同じ	なし	6,084 千円	243,360円
住居手当	借家・借間 支給限度額 27,000円 持家(新築・購入から5年以内) 2,500円(H21.12月廃止)	同じ	なし	2,154 千円	269,250円
通勤手当	交通機関利用者(電車・バス等) 55,000円まで全額支給 交通用具利用者(自動車等) 2,000円～24,500円 ※片道2Km未満対象外	同じ	なし	3,459 千円	88,707円